

# 浄化槽設置等事務取扱要領

## 1 趣 旨

この要領は、浄化槽に関する取扱要綱第4に規定する浄化槽設置等の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 設置届出等

- (1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による場合は、確認申請書に、同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による場合は、計画通知書に、表1に掲げる書類を添えて指定確認検査機関、又は市町役場を経由して建築主事に提出するものとする。
- (2) (1)以外で浄化槽を設置しようとする場合は、表1に掲げる書類を設置場所の所在地を所管する保健福祉事務所長又は小豆総合事務所長（以下「事務所長」という。）に提出するものとする。この場合において、法第13条第1項又は第2項の規定による認定を受けた浄化槽（以下「型式認定浄化槽」という。）以外の浄化槽を設置するときは、浄化槽型式審査申請書（第15号様式）に、表1に掲げる書類を添えて県建築指導課へ提出し、浄化槽の構造に関しあらかじめ審査を受けるものとする。

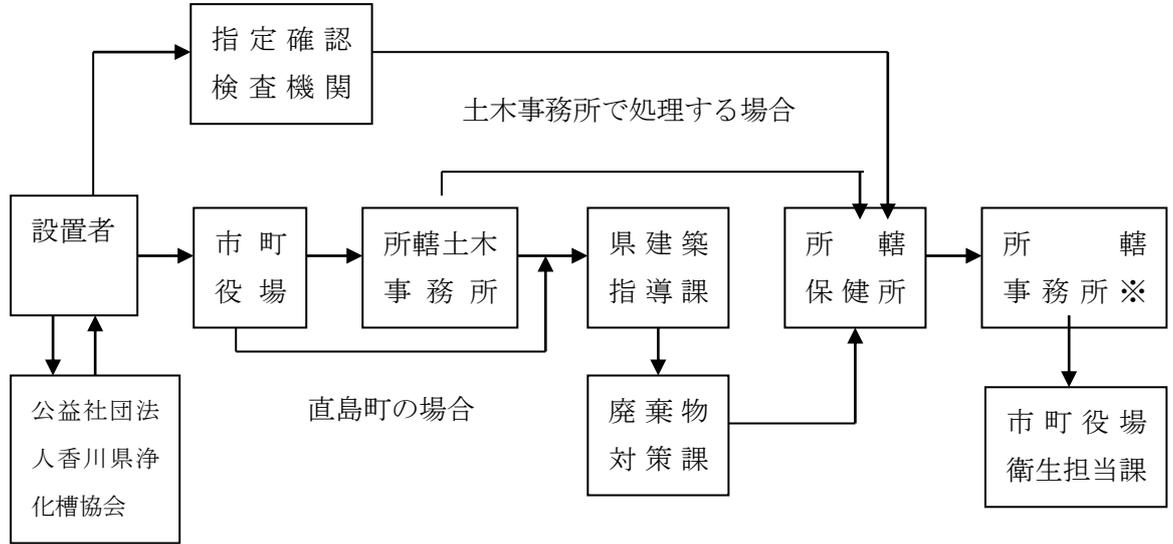
表 1

	必 要 書 類	型式認定浄化槽	その他の浄化槽
ア	浄化槽に関する概要書（第1号様式）	2部	3部
イ	浄化槽設置届出書（カード）（第2号様式）	2部	2部
ウ	※浄化槽の構造図	2部	3部
エ	浄化槽の仕様書	—	3部
オ	浄化槽の処理工程図	—	3部

- ※ ① 型式認定浄化槽の場合は、型式認定浄化槽であることが証される図面であること。
- ② (2)の場合の型式認定浄化槽の構造図については、浄化槽設置届出書（浄化槽カード）を公益社団法人香川県浄化槽協会が名称、認定番号等を照合することによりこれを省略することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定による表1に掲げる書類の提出に当たっては、公益社団法人香川県浄化槽協会において事前指導を受けるものとする。
  - (4) 飲食店において、生うどんの湯煮施設を有する旨の届出があった場合、公益社団法人香川県浄化槽協会、指定確認検査機関、所轄土木事務所、所轄事務所、及び関係市町においては、直ちに環境管理課に情報提供するものとする。

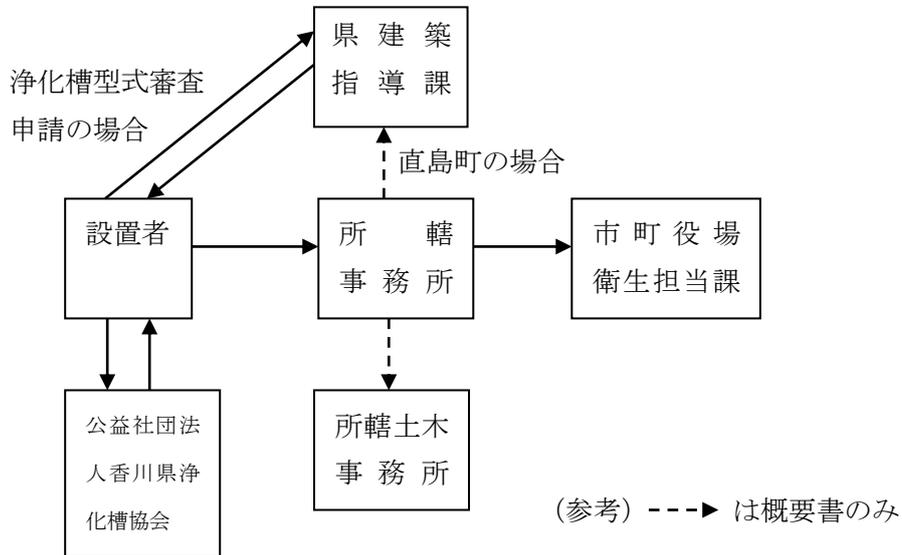
(参考) 浄化槽設置届出書(浄化槽カード)経路図

(1) 建築基準法第6条又は第18条による場合



※ 事務所とは、保健福祉事務所又は小豆総合事務所をいう。以下同じ。

(2) (1)以外で浄化槽を設置する場合



(3) 処理対象人員201人以上の浄化槽については、この浄化槽を設置する工場又は事業場から排出される水の量等に応じて、水質汚濁防止法に基づく届出又は瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可が必要であり、表2により関係機関へ届け出又は許可申請書を提出すること。

表 2

		高松市を除く地域に設置する場合	
		日最大排水量 50 m <sup>3</sup> 未満	日最大排水量 50 m <sup>3</sup> 以上
201人以上500人以下		所轄事務所	所轄事務所
501人以上	地方公共団体が設置するもの	所轄事務所	所轄事務所
	上記以外のもの	所轄事務所	県環境管理課

### 3 設置届出等の変更

(1) 建築基準法に基づく設置の場合

建築確認を受けた後、浄化槽を変更しようとする場合は「変更届」（第3号様式）とともに表1に掲げる書類を建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。ただし、計画変更確認申請書により建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けるときは、当該申請書に表1に掲げる書類のみを添付するものとする。

(2) 浄化槽の変更及び廃止等の場合

既設の浄化槽の構造若しくは規模を変更しようとする場合又は新設の浄化槽で「浄化槽設置届出書」を事務所長に提出後、浄化槽の構造若しくは規模を変更しようとする場合には、「浄化槽変更届出書」（第4号様式）2部とともに表1に掲げる書類（第2号様式を除く。）を、廃止しようとする場合は「浄化槽使用廃止届出書」（第5号様式）正副各1通を、また、休止しようとする場合には「浄化槽使用休止届」（第13号様式）正副各1通を、その後、再使用する場合には「浄化槽使用再開届」（第14号様式）正副各1通を、事務所長に提出するものとする。

(3) (1) 及び (2) の規定による表1に掲げる書類並びに「浄化槽変更届出書」、「浄化槽使用廃止届出書」、「浄化槽使用休止届」及び「浄化槽使用再開届」の提出に当たっては、公益社団法人香川県浄化槽協会を経由して行うものとする。

### 4 浄化槽の着工届並びに中間検査、竣工検査等（建築基準法に基づく確認申請又は、計画通知をする場合を除く）

(1) 設置者は合併処理浄化槽（50人槽以下の型式認定浄化槽を除く。）の工事に着手しようとするときは、「浄化槽工事着工届」（第6号様式）を提出するものとし、下記の間接検査（型式認定浄化槽は除く。）及び竣工検査を受けて合格しなければ使用出来ないものとする。

また、すべての浄化槽において、浄化槽工事が完了した日（竣工検査を受けた浄化槽にあっては検査に合格した日）から10日以内に法定検査指定検査機関である公益社団法人香川県浄化槽協会を経由して、事務所長へ浄化槽工事完了報告書（第7号様式）を提出するものとする。

(2) 設置者は、浄化槽の内部配管等の工事が完了し、水張り前に「浄化槽工事中間届」（第8号様式）1部を提出し、中間検査を受けるものとする。

(3) 設置者は(2)の検査に合格後、浄化槽の全工事が完了し使用出来る状態になった日から4日以内に「浄化槽工事完了届」（第8号様式）1部を提出し24時間漏水試験とともに竣工検査を受けるものとする。

(4) 設置者は前(2)(3)のそれぞれの検査に不合格となったときは、直ちに指摘された事項を改善するとともに「浄化槽改善工事完了届」（第9号様式）を提出し、再検査を受けるものとする。

(5) 「浄化槽工事着工届」、「浄化槽工事中間届」、「浄化槽工事完了届」及び「浄化槽改善工事完

了届」の提出先は保健所長とし、中間検査、竣工検査及び再検査は事務所長が実施するものとする。

## 5 設置届等の受理

- (1) 建築主事若しくは指定確認検査機関又は事務所長は、建築確認申請書又は浄化槽設置届出書を受けたときは、記載内容を審査し、必要に応じ現地を調査するものとする。
- (2) 建築主事若しくは指定確認検査機関又は事務所長は、設置場所、構造等が不相当であると認められる場合は、理由を付して通知し、又は必要に応じ関係書類の提出を求めるものとする。

## 6 法定検査

- (1) 法第7条に規定する浄化槽の設置後等の水質検査の申し込みは、浄化槽設置届出時又は確認申請時もしくは計画通知時に、公益社団法人香川県浄化槽協会に浄化槽法定検査（法第7条）の申込みを行うものとする。
- (2) 法第11条に規定する浄化槽の定期検査の申し込みは、公益社団法人香川県浄化槽協会の定める浄化槽法定検査（法第11条）申込書を直接又は市町長を経由して公益社団法人香川県浄化槽協会に提出して行うものとする。

## 7 使用開始報告等

- (1) 使用開始報告  
法第10条の2第1項に規定する浄化槽使用開始報告は、浄化槽使用開始報告書（第10号様式）を当該浄化槽の所在地を管轄する事務所長に提出してするものとする。
- (2) 技術管理者の変更  
法第10条の2第2項に規定する技術管理者の変更報告は、技術管理者変更報告書（第11号様式）を当該浄化槽の所在地を管轄する事務所長に正副各1通を提出してするものとする。
- (3) 浄化槽管理者の変更  
法第10条の2第3項に規定する浄化槽管理者の変更報告は、浄化槽管理者変更報告書（第12号様式）を当該浄化槽の所在地を管轄する事務所長に正副各1通を提出してするものとする。
- (4) (1)、(2)及び(3)の規定による「浄化槽使用開始報告書」「技術管理者変更報告書」及び「浄化槽管理者変更報告書」の提出に当たっては、公益社団法人香川県浄化槽協会を経由して行うものとする。

## 8 保健所長への通知及びその取扱い

- (1) 建築基準法第93条第5項の規定による通知は、浄化槽設置届出書を保健所長へ送付することにより行うものとする。
- (2) 保健所長は、前(1)の通知を受けた場合は、浄化槽設置届出書を所轄の事務所長へ送付する。この場合において必要があると認めるときは、建築基準法第93条第6項の規定により意見を述べるものとする。

## 9 特定行政庁への設置届出書の送付

法5条第1項に規定する浄化槽設置届出書の特定行政庁への送付は、事務所長から浄化槽に関する概要書（第1号様式）を送付することにより行うものとする。

## 10 市町長への通知

事務所長は、浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書、浄化槽使用廃止届出書、浄化槽使用休止届、浄化槽使用再開届、技術管理者変更報告書若しくは浄化槽管理者変更報告書を受けたとき又は浄化槽カードの送付があったときは、これに受理印を押印し、その副本1通を所轄市町長へ送付するものとする。

## 11 うどん店のめん製造工程に係る排水の取扱い

うどん店のめん製造工程に係る排水を浄化槽で処理する旨の届出があった場合、環境管理課は、直ちに浄化槽連絡協議会を開催し、当該排水を、特殊な排水として取扱うかどうかについて協議するものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 浄化槽法施行日前に製造した浄化槽で、旧し尿浄化槽の構造審査及び登録に関する要領の規定により登録済である浄化槽については、法第13条第1項の規定による建設大臣の型式の認定を受けた浄化槽と見なす。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この改正要領は、昭和62年5月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成4年6月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年3月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年7月28日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。